

令和5年度明石市立明石商業高等学校食堂等営業事業者募集について

明石市立明石商業高等学校の食堂棟における、食堂営業等を行う事業者を募集しています。
内容やご提案の相談については、お気軽にお電話ください。

公募期間：令和5年10月12日(木)から令和5年10月20日(金)午後4時55分まで

営業期間：令和5年11月1日から令和6年3月31日(予定)

営業時間：原則11:00から13:20まで

その他：座席数180席 生徒・教職員数 約900人

※希望者は、明石商業高等学校事務局☎(078)918-5950までご連絡ください。詳細をお知らせします。
応募申込書及び主要販売予定品目等一覧(メニュー及び価格表)、会社概要(営業経歴を含む)並びに提案書、営業許可書(写し)を確認後、選定させていただきます。

※学校で定める基準点数を満たす事業者のうち、最も得点の高い事業者に決定します。基準点数を満たす事業者がいなかった場合、決定しませんのでご了承ください。

なお、同点の場合は、くじにより事業者を決定します。

明石商業高等学校食堂概要

座席数	180席(6名×30机)
生徒数	約800名
教職員数	約100名
営業時間	職員利用 11:00~12:45 生徒利用 12:45~13:20 その他営業時間については学校と要相談
使用料	無料
営業日	下記休業日を除く日 ○休業日 土日祝、長期休業(夏休み・冬休み時期)、テスト期間などの午前中授業の日、行事など学校が指示する日など
光熱水費	事業者負担(電気・プロパンガス・水道) 別紙、令和5年度実績
自動販売機	事業者が契約・設置 現在6台設置(屋外6台) ※うち1台は、売上の一部を寄附目的とする自動販売機である
貸与設備	別紙のとおり

令和4年度 明石市立明石商業高等学校食堂 光熱水費（実績）

令和4年度	プロパンガス		電気		上・下水道	
	使用量(m ³)	料金(円)	使用量(kwh)	料金(円)	使用量(m ³)	料金(円)
4月	41	15,334	957	8,412		
5月	39	14,586	987	8,675	23	5,761
6月	59	22,066	1,195	10,504		
7月	0	0	966	9,196	19	4,759
8月	0	0	768	7,311		
9月	38	14,212	1,135	10,805	22	5,481
10月	39	14,586	919	13,794		
11月	76	28,424	867	13,013	45	12,353
12月	1	374	714	10,717		
1月	55	20,570	677	10,161	18	4,595
2月	40	14,960	704	10,567		
3月	1	374	741	11,293	18	4,595
合計	389	145,486	10,630	124,448	145	37,544

料金算出方法

プロパンガス 使用料 (m³) × 契約単価 (円/m³)

電気 使用量(kwh) × 契約単価 (円銭/kwh) 【夏季料金あり】

上・下水道 別紙「水道・下水道使用量早見表(75mm)」による ※奇数月のみ請求

※ 電気使用料について、上記を大幅に超える営業はできません。

貸与可能備品(設備)一覧表

番号	品名	数量	備考
1	炊台(バーナー8口)	1	平成25年5月更新
2	炊台(バーナー2口)	1	
3	フライヤー	1	平成25年5月更新
4	炊飯器(2台組)	1	
5	ガス式ウォーマー	1	平成30年8月更新
6	ゆで麺機(6口)	1	平成30年8月更新
7	乾燥機	1	
8	冷凍冷蔵庫	1	
9	冷凍庫	1	
10	米収納庫	1	
11	洗米機	1	
12	流し台(ステンレス台付)	1	
13	食器入	1	
14	調理台(小)	4	
15	調理台(大)	2	
16	調理台(中)	1	
17	洗槽(2槽用)	1	
18	流し台(2槽)	1	
19	製氷機	1	平成26年6月更新

明石市立明石商業高等学校食堂等営業事業者募集要項

明石市立明石商業高等学校において、生徒・職員の福利厚生のための食堂等営業事業者（以下、事業者）を募集します。この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件（食堂）の概要

所在地：明石市魚住町長坂寺 1250 番地

名称：明石市立明石商業高等学校 食堂

場所：明石市立明石商業高等学校 C 棟 1 階 109.58 m²

2 公募条件等

(1) 使用料等

①使用許可の期間

使用許可の期間は、申請を受けて市が許可した日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

ただし、食堂の営業開始はおそくとも令和 6 年 1 月 10 日とし、準備が整い次第営業を開始してください。

（使用許可の期間の後には、再度申請することにより更新することができます。）

②使用料

免除とします。

明石市学校条例第 9 条及び明石市学校条例施行規則第 15 条第 4 号による。

③その他必要経費等

物件の維持管理のため、通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。

(2) 使用上の制限

使用許可期間中は次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、光熱水費使用料等を指定する期日までに確実に納付すること。

② 物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

(3) 運営管理（営業方法）等

① 営業については、別紙「業務実施要領」によります。

② 本校から貸与できる物品は、「貸与物品一覧表」のとおりです。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 事業者は、使用期間が終了又は上記 2(4)により許可が取り消された場合は、速やかに現状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を請求することはできません。

3 参考データ

生徒数・職員数

生徒数 約 800 人、教職員数 約 100 人 計 約 900 人

4 応募申込方法等

受付締切日までに事前連絡のうえ来校していただき、厨房内覧をしてください。そのうえで下記提出方法にてお申込みください。

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間：令和 5 年 10 月 12 日(木)から令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 4 時 55 分必着

送付先：〒674-0072

明石市魚住町長坂寺 1250 番地

明石市立明石商業高等学校事務局 ^{まつむら}松村 宛

<持参する場合>

受付期間：令和 5 年 10 月 12 日(木)から令和 5 年 10 月 20 日(金)必着

午前 8 時 25 分から午後 4 時 55 分まで

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先：明石市魚住町長坂寺 1250 番地 電話番号(078)918-5950

明石市立明石商業高等学校事務局 (担当：^{まつむら}松村)

(2) 申込に必要な書類

- ① 応募申込書(様式 1)
- ② 主要販売予定品目等一覧表(様式 2)(メニュー及び価格表並びに写真)
- ③ 会社概要がわかるもの
(会社名 所在地 役員 設立年月日 事業内容 資本金 取引先 取引銀行 沿革、営業経歴など)
- ④ 提案書(様式自由)
- ⑤ 食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可書(写し)

5 応募資格

- ①許認可等の取得者 食堂の業務に当たり、食品衛生法等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が事前に必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者
- ②次のいずれにも該当しない者
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者
 - ク 過去 3 年間に食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けた者

③次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者

6 事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、より本校の要望を満たしている事業者に決定します。審査に際して、問合せや追加資料の提出を求める場合があります。事業者の決定は、令和5年10月末頃を予定しています。

事業者の決定後、応募者に決定した事業者名を書面により通知するとともに、明石市教育委員会及び本校ホームページにも掲載します。

7 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、下記書類(1)~(4)を令和5年10月31日(火)までに、(5)~(7)を食堂の営業開始する3日前までに、明石商業高等学校へ提出してください。

- (1) 学校施設目的外使用許可申請書(指定様式)
- (2) 学校施設使用料減免申請書(指定様式)
- (3) 暴力団排除に関する特約(指定様式)
- (4) 誓約書(指定様式)
- (5) 主要品目販売価格表(任意様式)
- (6) 販売従事者名簿(任意様式)
- (7) 物品借用証書(指定様式)

8 事業者の決定の取消し

正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合は、事業者としての決定を取り消します。

9 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

10 問合せ

明石市魚住町長坂寺 1250 番地

明石市立明石商業高等学校事務局 担当：松村^{まつむら}まで

電話番号(078)918-5950

F A X(078)918-5951

(様式1)

応募申込書

2023年(令和5年) 月 日

明石市教育委員会 様

〒 ー

所在地

氏名

印

電話番号

担当者携帯番号

明石市立明石商業高等学校における食堂営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、別紙「主要販売予定品目等一覧表」及び「会社概要書（営業経歴含む）」「提案書」「食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可書（写し）」を添付し、食堂営業等を申し込みます。

(様式 2)

主要販売予定品目等一覧表

所在地

氏 名

㊤

商品名	販売する価格(円・税込)	摘 要
(記入例) きつねうどん	350 円	レギュラーメニュー

※商品の写真の添付をお願いする場合があります。
※販売予定品目および価格がわかるものであれば、別様式の提出も可とします。

評価シート（参考）

事業者名

提案者名

採点項目	得点	配点
安定的な営業提案（営業実績）		20 点
食堂の魅力		20 点
提供価格の適正度		15 点
事業者からの提案・発信		15 点
学校からの希望対応・連絡体制		15 点
施設管理・衛星管理		15 点
合計		100 点

※評価シートの結果については公表するものではありません。

明石市立明石商業高等学校業務実施要領

この実施要領は給食及び購買業務の概要を示すものであって、状況に応じてここに明記されていない事項についても常に明石商業高等学校保健厚生委員会と連絡、調整を密にし、かつ、誠実に実施するものとする。

- 1 使用者は、責任者及び従業員名簿（異動があったときを含む。）、食品衛生法第 52 条に基づく許可証（写し）・基本価格表を学校長に提出するとともに法令に基づく健康診断を受診する等健康管理に努めること。
- 2 食品衛生法、消防法その他関係法規を遵守し、関係者の指示に従わなければならない。
法令の遵守及び保健所等関係機関の指示はもちろん、学校長の指示に従うこと。
 - (1) 食品衛生関係講習会等学校長が特に指示した場合は、使用者の負担で出席しなければならない。
- 3 休日及び休業日は原則として国民の祝日・日曜日・土曜日・学校創立記念日・春季休業日・夏季休業日・冬季休業日とする。ただし、学校長が要請したときはこの限りではない。
 - (1) 営業時間は午前 11 時から午後 13 時 20 分までとし、時間を延長、短縮する必要があるときは、事前に保健厚生委員会と協議のうえ、学校長の承認を得るものとする。
 - (2) セルフサービス方式とする。
- 4 給食及び物品並びに価格は、近隣学校の価格を参考に保健厚生委員会と協議し、職員会議の意見を経て、学校長が承認する。
 - (1) 許可期間中において、市況の著しい物価変動により価格及び内容改正の必要が生じた場合は、使用者の申し出により前項に準じておこなうものとする。
 - (2) 基本価格は別紙のとおりとする。
 - (3) 給食の栄養については、最近の栄養調査動向に基づき、絶えず改善及び栄養の維持に努めなければならない。
 - (4) 給食内容については、青少年にとって魅力のあるものに努めるとともに季節に合わせたメニューについても配慮するものとする。
- 5 給食については、予定献立表を事前に作成のうえ、保健厚生委員会に提出し、その指示に従うものとする。
- 6 給食業務に必要な原材料の購入及び厨房用小物機器並びに什器は使用者が調度するとともに、物品購入業者への納入物品にかかる品質管理、衛生管理並びに指導についてもその責任を負うものとする。
- 7 従業員は、制服制帽を着用し、常に身体清潔の保持に努めなければならない。
 - (1) 従業員の衛生管理・指導のため、衛生管理責任者を定め、常駐させること。特に食中毒、伝染病の発生のないよう万全の注意を払わなければならない。
 - (2) 毎月検便を使用者の負担で実施し、その結果書面を権限者が必要と認めたときは、指示しなければならない。
 - (3) 給食従事者以外の者を厨房内に入れてはならない。
- 8 厨房、休憩室等関係各室の火災、盗難防止に注意し、被害の未然防止に努めなければならない。
- 9 従業員は、教育施設であることを認識し、利用者に対して誠意を持って接しなければならない。
- 10 使用者は、次の基本事項について、実施しなければならない。

- (1) 食堂の厨房内の管理について
 - ア 床の清掃及びテーブルの清掃
 - イ 手洗い等の消毒液補充
 - ウ 電気、水道、ガスの開閉器の点検
 - エ 清掃用具の点検補充及びごみ箱等の処理
 - (2) 食堂、厨房周辺外の管理について
 - ア 厨房周辺外部の清掃と整理、整頓
 - イ 残飯処理の徹底
- 11 使用者は、本校の名義又は本校とまぎわらしい名義で物品の仕入れ、その他一切の営業行為をしてはならない。
- 12 使用者は使用する権利を第3者に譲渡又は当該物件を第3者に転貸してはならない。
- 13 使用者の設置した設備は、担保又は代物弁済にあててはならない。
- 14 営業にともなって第3者に損害を与えたときには、使用者が責任と誠意をもって解決すること。
- 15 学校長が必要と認めるときは、使用者に売上状況等の報告を求めることができる。
- 16 学校が企画する行事及び会議については協力をするものとする。
- 17 その他業務実施に係る必要な事項は、別に指示するものを除き、学校長と使用者双方が協議のうえ、定めるものとする。